

令和2年第4回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和2年12月8日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第8号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第9号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	議案第55号	令和2年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）
日程第 6	議案第56号	令和2年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第57号	令和2年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第58号	令和2年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第59号	令和2年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第60号	令和2年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第61号	豊頃町税外諸収入金の徴収に関する条例等の一部改正
日程第12	議案第62号	豊頃町まちなか活性化拠点施設条例の一部改正
日程第13	議案第63号	豊頃町ジュエリーハウス条例の制定
日程第14	議案第64号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更
日程第15	議案第65号	公の施設に係る指定管理者の指定
日程第16	議案第66号	十勝圏複合事務組合規約の変更
日程第17		請願の委員会付託
日程第18		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
5番 杉野 好 行 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大谷 友 則 君	8番 中 村 純 也 君

9番 藤田博規君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口孝君
副町	長	菅原裕一君
教育	長	山本芳博君
農業委員会	長	井下睦男君
代表監査委員		山口浩司君
総務課	長	熊谷雅美君
企画課	長	按田武君
住民課	長	渡辺良英君
福祉課	長	下重博光君
子育て支援所	長	千葉孝二君
産業課	長	岩城光洋君
商工観光課	長	鏑木政洋君
施設課	長	越谷光裕君
会計管理者		須藤裕子君
農業委員会事務局	長	神義宏君
教育委員会教育課	長	山田良則君
消防署	長	波多野明君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	中川直幸君
庶務係	長	鈴木典和君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和2年第4回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に、監査委員より令和2年10月15日から同年11月19日まで実施されました、令和2年度定期監査結果報告書及び令和2年8月から同年10月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書はお手元に配付のとおりでございますので、御覧をいただきたいと思います。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 令和2年第4回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。
初めに、農業及び水産業の概況についてであります。
9月の第3回議会定例会で報告させていただきましたが、その後の状況について報告いたします。
甜菜は、糖度・収量ともに前年を下回る見込みであります。
また、馬鈴薯は澱原、加工、種子、食用全てにおいて、干ばつの影響もあり、反収で前年を下回っております。
豆類は、全般的に前年の収量を上回っておりますが、金時、手亡は、9月の長雨により品質に影響が出ています。
次に畜産業については、夏の暑さによる生乳生産への影響が懸念されておりました

が、今年は猛暑日が例年より少なかったことで大きな減少とはなりませんでした。累計乳量も前年度比105パーセント台を維持しております。

肉用牛の黒毛素牛販売価格は新型コロナウイルスの影響により牛肉需要が落ち込み、3月から価格が下落し推移しておりました。8月以降に単価が上昇したものの、前年度より下回っている状況です。

次に水産業であります。漁期前の秋サケ来遊は本町沿岸を含むエリモ以東・西部海域においては昨年比92パーセントの84万5千尾と厳しい来遊予測が公表される中、水揚げが開始されました。

大津漁港の水揚げは、最盛期においてもふるわず、数量では昨年比40パーセント減、直近10年平均に対し、数量で31パーセント、金額で42パーセントと非常に厳しい状況が続いております。

サケ定置漁業の記録的不漁は、本町経済への影響も大きいことから、関係機関による原因究明、資源回復への取組が喫緊の課題となっております。今後の解決策に大きな期待を寄せるとともに、大津漁業協同組合と連携し、関係事業、漁業者支援等を引き続き検討してまいります。

また、シシャモ漁についても記録的な不漁であった昨年実績は上回っているものの、低調な水揚げと聞いており、十勝川を含めサケ、シシャモが遡上する河川の再生産環境の維持・保全に向けた対策の継続的な取組が重要であると伺われております。

水産業にとって、新型コロナウイルスの影響による魚価不振や大宗漁業の記録的な不振など、これまでの常識が覆るような予期せぬ事態が相次いでおりますが、本町における基幹産業として、今後も持続的な生産が維持できるよう支援してまいります。

大津漁港整備は、懸案となっていた嵩上げ船揚場についても約半分の完成、供用が始まっており、今後継続的に行われる嵩上げ工事の早期完成へ向け大津漁業協同組合、大津漁港建設利用促進期成会との連携を密に対応してまいります。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これので、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大谷友則議員及び8番中村純也議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの11日間に決定しました。

◎ 委員会報告第8号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第8号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第8号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)令和2年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

令和2年12月3日。

3、調査の経過。

(1)令和2年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和2年12月1日招集告示のあった令和2年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、12月3日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

(2)議長の諮問に関する事項。

議長の諮問により、第5次豊頃町まちづくり総合計画策定に伴う議会の対応について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)令和2年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、12月18日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、請願書の取り扱いについては、令和2年第3回定例会閉会後に受理したものは

1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

ウ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の12月8日に開催するよう日程を調整した。

エ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場入場時における手指のアルコール消毒、議場内でのマスクの着用、議場内の定期的な換気を行うこととした。

(2) 議長の諮問に関する事項。

第5次豊頃町まちづくり総合計画策定に伴う議会の対応について、議長から諮問があった内容を協議し、12月3日付け答申した以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
したがって、委員会報告第8号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第9号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第9号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 委員会報告第9号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) 公営住宅の管理状況等について。

2、調査の方法。

説明聴取。

3、調査期日。

令和2年11月9日。

4、調査の経過と結果。

本町公営住宅の管理状況等については、令和元年12月に策定された「豊頃町公営住宅等長寿命化計画」に基づき進められている。今回の調査は、本計画の概要と課題

についての説明及び現地調査により実施した。

(1) 「豊頃町公営住宅等長寿命化計画」の概要。

ア、計画の背景及び目的。

本計画は、平成18年6月に制定された住生活基本法、平成19年2月に策定された北海道住生活基本計画に基づき、平成24年3月に策定された豊頃町住生活基本計画で定めた公営住宅等の役割を踏まえ、現状の公営住宅等の課題克服に向けた方策を検討し、対処療法型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換を図るために策定され、長期的な視点で総合的かつ効率的に公営住宅を供給するため、関係法令及び道計画の改正を受けて令和元年12月に改正したものである。

イ、計画期間と位置づけ。

計画期間は、令和2年度から令和11年度の10年間とし、第4次豊頃町まちづくり総合計画の下位計画に位置付けられ、高齢者福祉政策、子育て支援施策等と連携しながら、公・民を含めた住宅分野の施策の方向性を定めるものである。

ウ、計画の対象。

本計画における対象は、公営住宅法に基づく町営住宅及び共同施設97棟213戸、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特定公共賃貸住宅8棟26戸、その他の独身者住宅、漁業振興住宅、高齢者住宅及び町有住宅30棟64戸、計135棟303戸である。

(2) 公営住宅の入居状況等。

本計画時点における入居状況等は、総戸数303戸中、入居戸数は281戸、空家14戸、政策空家8戸（耐用年数を超過し建替や用途廃止を決定するまで入居者募集を行わない住宅）で、入居率は92.7%となっている。

(3) 民間賃貸住宅の供給戸数の推移。

民間賃貸住宅の供給戸数は、平成15年度から10年後の平成24年までに4棟25戸、平成25年度から平成30年度までの6年間で13棟55戸が建設されている。

(4) 課題とその分析。

本計画では、公営住宅の現状や居住者へのアンケート調査から次の6つの課題を整理し、その分析を行っている。

① 町民の需要に応じた適切な公営住宅の供給。

公営住宅の入居率は9割以上と高く、アンケート調査の結果では今後も住み続けたいという回答が83.5%を占めている。また、入居世帯全体に対する高齢者の割合が多くを占めており、高齢者に配慮した供給戸数の設定が重要であることから、住宅セーフティネットとしての公営住宅の位置付けの明確化、民間賃貸住宅等の供給数

の推移を踏まえた適切な役割分担を図っていくことが重要である。

また、町営住宅入居者の収入分位については、収入超過者も一定数見受けられるため持ち家や民間賃貸住宅への住み替え等を促す必要がある。

②老朽化する既存住宅ストックの適切な維持管理による有効活用。

町営住宅のストックは昭和40年代から50年代に供給されたものが多く、耐用年数を超過している住棟が4割を超え、中央区市街を除く全市街及び農村地域に分布しており、今後の建替や用途廃止を含めた活用手法の選定並びに公営住宅の維持について適切な検討が必要である。

また、設備についてはユニットバス化及び3箇所給湯は全体の6割程度、バリアフリー化対応については全体の5割程度にとどまっている状況である。住宅の活用状況や地域特性を十分捉えたうえで、有効活用等の可能性を踏まえ、長寿命化に向けた改善事業内容等について検討が必要である。

③高齢者や子育て世代等の安全・安心な暮らしを支える住まいの確保。

住宅タイプは単身者向けから世帯向けまで幅広く供給されているが、世帯向け住宅に入居している単身者も多く見られるため、世帯構成に応じた需要の把握及び適切な供給を図ることが重要である。高齢の単身者又は夫婦の世帯については全体の3割程度を占めている状況にあるため、5割程度にとどまっているバリアフリー化への対応は必要である。

また、子育て世帯に対しても安全で安心な暮らしを支援するための住宅整備等が求められる。

④利便性を重視した公営住宅等の整備。

公営住宅は広く町内に分布しているが、学校、商業施設、医療機関の立地は市街地に集中しているため、通勤・通学についての満足度は高く、他の地域では逆の傾向となっている。また、福祉及び交流拠点となる市街地における町営住宅の整備を維持し、暮らしやすい住環境の形成や機能の集約を図ることが重要である。

⑤環境との共生に配慮した公営住宅等の整備。

断熱性能の向上や高効率設備及び再生可能エネルギーの導入等、環境重視型社会に向け、民間住宅のモデルとなり得る住宅性能のあり方について発信することが重要である。

⑥産業振興に寄与する地域材や地域の技術の活用促進。

木造住宅の建設等については、地域材や地域の技術活用促進による産業振興への寄与が重要である。

5、まとめ。

本調査では、豊頃町公営住宅等長寿命化計画の概要と課題について施設課から説明

を受け、その後茂岩栄町高齢者住宅、茂岩末広町町営住宅、中央新町世帯向け住宅、豊頃南町公営住宅建設予定地について現地調査を行った。

近年の民間賃貸住宅建設により公営住宅の本来の役割である子育て世帯や高齢者、低所得者に対する住宅セーフティーネットの機能が、入居率9割以上という現状管理の中で維持されており、突発的な需要等にも対応できる状況となっている。

世帯向け住宅に入居する高齢単身者の高齢者住宅への住み替えは、長年住み慣れたコミュニティーを離れることへの抵抗感が大きいことや、町営住宅の建替が予定されている住宅入居者では、建替後の住宅料が上昇することへの不安等があることが分かった。

また、耐用年数を過ぎた住宅については、計画的な建替や個別改善計画による住環境の整備が進められており、ライフサイクルコストの改善効果から適正な管理運営が行われている。

今後においても移住定住の観点から快適な町営住宅の管理を進めることや、公営住宅及びその周辺の景観に配慮した管理がなされるよう必要な対策を講じる必要があるなどの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第9号は報告済みとします。

◎ 議案第55号

●藤田議長 日程第5 議案第55号令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第55号令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第5号)について御説明いたします。

補正予算書、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,254万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,369万5,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

14ページをお開き願います。

なお、職員等の人件費の補正につきましては、令和2年度人事院勧告等に伴う増額補正であります。

1款議会費、1項議会費から費用弁償274万6,000円を減額するなど計356万円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費に消防職員用住宅給湯ボイラー更新70万円を追加。

16ページ。

3目財産管理費に、ふるさと振興基金積立金360万円を追加。

5目地方振興費に、十勝町村テレビ会議システム導入に係る十勝町村会負担金11万6,000円を追加するなど、計542万9,000円を追加。

2項徴税費に町税過誤納還付金50万円を追加。

18ページ。

3項戸籍住民基本台帳費から住基システム改修業務147万1,000円を減額するなど、計168万5,000円を減額。

4項選挙費、2目町長選挙費に39万6,000円を追加。

3款民生費、1項社会福祉費において、20ページ、3目老人福祉費から、特別養護老人ホームとよころ荘大規模改修事業補助金6,057万円を減額、豊頃町愛生協会施設整備費補助金150万円、老人施設入所措置費182万円を追加。

22ページ。

7目後期高齢者医療費に、道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金343万7,000円を追加するなど、計5,272万4,000円を減額。

2項児童福祉費、24ページ、4目児童措置費に児童手当費141万円を追加するなど、計261万3,000円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費において、26ページ、6目し尿処理費から合併処理浄化槽設置整備事業補助金61万3,000円を減額するなど、計533万5,000円を減額。

2項簡易水道費から963万円を減額。

5款農林水産業費、1項農業費から職員人件費、28ページ、9万円を減額。

3項林業費において、1目林業総務費に有害鳥獣捕獲奨励金154万円、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金287万円を追加するなど、計279万5,000円を追加。

4項水産業費から、流木等処理費40万円を減額するなど、30ページ、計24万円を減額。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費にプレミアム付特別商品券発行事業補助金1,218万9,000円を追加。

2目観光費に冬期観光施設外構工事130万円を追加するなど、計1,337万9,000円を追加。

7款土木費、1項土木管理費に職員人件費、32ページ、103万6,000円を追加。

2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費から茂岩高台線ロードヒーティング改修工事4,058万5,000円を減額。

3目道路新設改良費から、34ページ、社会資本整備総合交付金事業費8,376万5,000円を減額するなど、計1億2,489万4,000円を減額。

3項住宅費において、1目住宅管理費に給湯ボイラー54万円を追加するなど、計140万7,000円を追加。

6項公共下水道費に307万9,000円を追加。

36ページ。

8款消防費、1項消防費から消防団100周年記念事業費135万5,000円を減額するなど、計133万8,000円を減額。

2項災害対策費から1万5,000円を減額。

9款教育費、1項教育総務費において、1目教育委員会費に職員人件費536万4,000円を追加するなど、38ページ、計549万5,000円を追加。

2項小学校費において、1目学校管理費に豊頃小学校教材園及び遊具移設工事71万5,000円を追加。

40ページ。

4項社会教育費において、3目図書館費に蔵書図書10万円を追加。

5項保健体育費に2万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

1款町税、1項町民税に500万円を追加。

2項固定資産税に300万円を追加。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税1,618万7,000円を追加。

12款分担金及び負担金、2項負担金に老人保護措置費用74万6,000円を追加。

13款使用料及び手数料、2項手数料に配食サービス利用者負担15万9,000円を追加。

14款国庫支出金、1項国庫負担金に児童手当87万1,000円を追加。

10ページ。

2 項国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,880 万円を追加、社会資本整備総合交付金事業（道路）5,424 万円を減額するなど、計 3,644 万 8,000 円を減額。

3 項委託金に年金生活者支援給付金交付金 33 万円を追加。

15 款道支出金、1 項道負担金に児童手当 21 万 2,000 円を追加するなど、計 23 万 1,000 円を追加。

2 項道補助金から地域づくり総合交付金事業 1,000 万円を減額するなど、計 690 万 7,000 円を減額。

12 ページ。

17 款寄附金、1 項寄附金にふるさと振興寄附金 360 万円を追加するなど、計 370 万円を追加。

18 款繰入金、1 項繰入金から財政調整基金繰入金 5,000 万円を減額。

19 款繰越金、1 項繰越金に 3,858 万 4,000 円を追加。

21 款町債、1 項町債から特別養護老人ホームとよころ荘施設大規模改修 6,060 万円、社会資本整備総合交付金事業（道路）3,560 万円、茂岩高台線ロードヒーティング改修事業 5,170 万円を減額するなど、計 1 億 3,800 万円を減額。

次に、第 2 条、地方債の補正につきましては、4 ページ、第 2 表、地方債補正を御覧ください。

過疎対策事業の限度額を 3 億 9,760 万円、辺地対策事業の限度額を 3,000 万円に改め、地方債限度額の総額を 7 億 9,178 万 5,000 円に改め、定めるものがあります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8 ページをお開きください。

1 款町税。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 10 款地方交付税。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 12 款分担金及び負担金。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 13 款使用料及び手数料。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 14款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 15款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 17款寄附金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 18款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 19款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 21款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

14ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項徴税費。

2番、小笠原議員。

●小笠原議員 2款総務費の徴税費でございますけれども、償還金利子及び割引料ということで、税務一般経費が50万円ということになってございまして、内訳のことについては町税過誤納還付金ということになってございます。ここ近年見られるいわゆる徴税費のところでございますけれども、この還付金についてこの50万円の還付件数についてどのぐらいの件数があつたのかお聞きいたします。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 答弁申し上げます。

こちらの償還金につきましては、当初予算150万円を措置させていただいてございます。7月から始まりまして、現在総額で147万円ほどの還付金が生じてございまして、残額がもう残りわずか2万円少々ということで、今回今後の還付金の対応にするために補正をさせていただくものでございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●小笠原議員 ここ数年、12月の第4回の補正予算のところのいわゆる総務費の中においても、なかなか徴税費のところ金額が出てこない中で、この町税過誤納還付金というのがちょっと私も不明でございまして、まずこのことの説明を受けた後、もう一度内容の説明をお願いしたいわけですが。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 今年度支出している過誤納金の内容でございすけれども、まず法人町民税と個人町民税とございすが、法人町民税につきましては、令和元年度中におきまして予定納税を行っていた法人の方が今年度に入りまして3月以降決算を終えた後、予定納税の額に満たない法人につきましては、過年度還付をさせていただいてございす。

また、個人町民税につきましても、所得税の確定申告、過年分の申告がされたことによって、それと連動して町民税につきましても過年度の還付をしているところでも、主な内容につきましては令和元年分以前の住宅取得控除の適用や、扶養控除対象者の適用漏れがあったために、その部分申告者が国のほうに申告をされたということから、町民税のほうも還付をさせていただいているところでもございす。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

18ページをお開きください。

3項戸籍住民基本台帳費。

1番、石田議員。

●石田議員 1目の戸籍住民基本台帳費の12節委託料の住基システムの改修業務の減額内容について、お伺いしたいと思います。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 答弁申し上げます。

こちらのほうの住民基本台帳システムの改修業務につきましては、当初予算の見積もりの段階で改修項目等が不明であった部分が多々ありまして、予算を最大限で見積もっていたところでもございす。そのために約147万円、半額近くの金額を減額補正させていただくものでございす。

●藤田議長 石田議員。

●石田議員 減額した理由は今お聞きしましたが、どのような改修内容になったのかその点をちょっとお聞きしたいと思います。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 こちらのほうにつきましては、令和元年に戸籍法の一部改正がございまして、住民基本台帳システム、それから戸籍附票システム等の改修を行うこととなっております。令和2年度から令和5年度までかけて、その間で段階的に改修を行っていくところでございますけれども、国に総務省のほうで管理しております戸籍の複本のシステムがございまして、そちらと町村で管理してございます戸籍の附票管理システム、それから住民基本台帳システムをそれぞれひも付けできるようなシステムの改修となっております。

●藤田議長 石田議員。

●石田議員 私が聞きたいのは、どのような改修内容のものが減額になったのか、その部分だけちょっとお聞きしたいのです。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 戸籍附票システムと住民基本台帳の両方の中で氏名、住所、生年月日、本籍等のそれぞれのコードと番号を連携するような形の改修になってございますけれども、それぞれの総額の見積り自体が大きく、正確に把握できなかったことからこの金額の減額となっております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

4項選挙費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。

1番、石田議員。

●石田議員 3目の老人福祉費、18節負担金補助及び交付金の特別養護老人ホームとよころ荘大規模改修事業補助金6,057万円の減額理由について、お伺いしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

特別養護老人ホームとよころ荘大規模改修につきましては、当初、増改築工事として令和2年度末の完成を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を考慮しまして、入居者と工事関係者の接触を可能な限り少なくするというところで、改築部分についてを令和3年度分に先送りすることとしまして、改築工事に係る補助金5,500万円並びに実施設計に係る減額分97万円、増築工事に係る減額分460万円の計6,057万円を減ずるものでございます。

●藤田議長 石田議員。

●石田議員 それで、基本的に改修内容は変わっていないということで理解してよろしいのですか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 改修内容については変わってございません。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、大崎議員。

●大崎議員 ただいまの件について関連ですが、当初提案されました予算について協議されましたが、そうしますと工期的にはずれ込むという解釈でよろしいですか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

当初は令和2年度末で増改築工事ということで完成を予定してございましたが、増築工事については年度内の完成を予定してございます。改築工事については令和3年度の中で実施しますので、工期については議員指摘のとおり延長されることとなります。

●藤田議長 大崎議員。

●大崎議員 その辺の関連性なのですが、増築の場合には予定通り行くという考えの今の説明です。改築についてということは、既存施設についての改築になるわけですから、それについてのいわゆるライフラインだとかあるいは設備関係の連動性の工事というのは、やはり一体化に考えていくべきだというふうに考えていりましたが、その辺の問題はないのですか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 工事について特に問題があるというふうには確認してございません。

今年度の増築部分を来年度活用いたしまして、入居者の方を日中ですとかそらちのスペースに移動させまして、既存施設の改築部分についてはまた工事関係者と入居者の接触を可能な限り少なくして実施するというので、そういう計画になっているというふうに聞いてございます。

●藤田議長 大崎議員。

●大崎議員 同時に、この節の中の施設整備費補助金に150万円予算を提案されているわけです。これはどの部分と理解したらよろしいのですか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

ただいま御質問いただきました施設整備費補助金でございますが、これについて増

改築工事と全く別の補助でございます。愛生協会が運営してございますデイサービスセンターとよころ苑の利用者の入浴用のリフトが故障いたしまして、修繕がきかないため更新するということでございます。そのため、この更新に係る費用の一部を助成させていただくということで、予算計上させていただきました。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

22ページをお開きください。

2項児童福祉費。

1番、石田議員。

●石田議員 3目の学童保育所費 11節役務費の傷害保険料7万3,000円の追加でありますけれども、これは児童数が増えたことによる追加なのかどうなのかお伺いします。

●藤田議長 千葉子育て支援所長。

●千葉子育て支援所長 御答弁申し上げます。

学童保育所運営費の傷害保険料の関係ですけれども、この分につきましては来年度、令和3年度の4月から翌年の3月まで1年間分を3月までに納めなければならないということで、例年ずっとこういう形ではあるのですけれども、今年度についても当初で7,000円の予算の計上だったのですけれども、実際は3月に納めなければならないということで今回7万3,000円を計上させていただいたということでございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

4款衛生費、1項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項林業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項水産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

6番、大崎議員。

●大崎議員 14節の工事請負費の中で冬期観光施設外構工事、どの箇所なのか、どの程度なのかというところの説明いただけますか。

●藤田議長 鎚木商工観光課長。

●鎚木商工観光課長 御答弁申し上げます。

冬期観光施設外構工事につきましては、現在建設中のジュエリーハウス周辺の外構工事になります。

●藤田議長 大崎議員。

●大崎議員 ジュエリーハウスの今建設中の工事の周辺だということですが、その周辺を拝見しますと、ジュエリーアイスを見に来る観光客の渡っていく橋が一つあるのですが、その橋のたもとに段差があって冬期間どうなるのかなとちょっと心配事がありました。

したがって、それを含めたやはり整備というものも考えられているかということが一つと、それから集中的に真夜中に観光客が訪れたときの、最悪災害が起きたときの避難表示はどこにされているのか、その2点ちょっとお聞きします。

●藤田議長 鎚木商工観光課長。

●鎚木商工観光課長 御答弁申し上げます。

議員おっしゃる橋のたもと等についての外構工事につきましては、この部分には含まれておりません。防災等の避難についての表示について、あそこの施設等についての表示というものは、現在のところこれまでの工事の中には含まれていないところです。

●藤田議長 大崎議員。

●大崎議員 これは望むところなのですが、例えば冬期間の真夜中に震災が起きて津波も起きるといった警報があった場合の避難経路だとか避難場所というものについては、外部の人はなかなか認識していないと思います。

したがって、そういうものもやはり外構含めて車でたくさん来ると思いますが、そういう想定をしながらやはり外構周辺を整備し、万全を期したそういう避難経路、あるいは避難場所の表示は大きく夜でも分かるような蛍光塗料で表示するとか、そういう配備をぜひともしてほしいという希望をしますが、そこら辺の考えを担当者並びに理事者で協議していただく方向性についてお聞きします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。

御指摘のとおり、災害、有事の際の対応については、今言ったとおり看板等々で周

知するのが当然かと思えます。

ただ、大津の海岸の場合については大きな災害といえますと、恐らく大きな地震が主な原因でありまして、地震の場合はある程度の時間帯がとれますので、現在第一次避難、第二次避難が設定されておりますのでこちらのほうに誘導される、ただ個人的に真夜中に来られた方等々については、あくまでも自己責任で避難するというのが基本かなということでもあります。

したがいまして、今御指摘のとおり、看板等である程度の避難場所を定めたものを設置していくべきだと考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

岩井議員。

●岩井議員 商工総務費の18番、プレミアム付特別商品券発行補助事業についてお伺いいたします。

プレミアム付商品券のこの評価については避けますけれども、プレミアム商品券はリーマンショック時のこの緊急経済対策として実施されたものと認識しているところです。

そして、今回本町では4月、6月、10月と取組み、今度12月に補助金でまた取り組むというふうに伺っているところですがけれども、プレミアム商品券の発行状況につきましては4月が3,960万円で7万9,200枚、購入者数が514人、6月には4,940万円、発行枚数は9万8,800枚、購入者数552人と、今のところそのような状況で認知しているところです。

それで、本町のプレミアム商品券の取組について、地域経済の活性化に期待しつつも多くの疑問もあるというふうに認識しているところです。プレミアム商品券は予定どおり完売しているところですがけれども、購入者数を勘案すると、一定の購入者による購入状況も考えられるところです。この点からもプレミアム商品券は多くの町民が手にする状況にあると考えにくく、購入が不要の町独自の商品券を配付することによって、売上げが減少する町内事業者の支援と同時に住民生活の支援にもなると、このような観点に立って、そのような取組も考えられないのかお伺いいたします。

●藤田議長 鎗木商工観光課長。

●鎗木商工観光課長 御答弁申し上げます。

プレミアム付特別商品券につきましては、今般コロナウイルス感染症対策の経済対策という部分もございますが、本来このプレミアム商品券について、本町の住民による購入人口の流出を防ぐという部分の目的が多くございます。

かたや一面、福祉目的の部分もあることは承知しておりますが、現在のところ購入

したい者が購入してプレミアム商品券を使うというところで事業が進んでいるところでございます。

●藤田議長 岩井議員。

●岩井議員 このプレミアム商品券というのは、町民全体に対しての恩典というかそういうものが余り考えられない、一部の人によって何千万円もの形で支えられていると、確かに購買力はあるとは認知していますけれども、町民そのものに対する恩典がないのではないかと、その点はどのように考えているのかお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私、このプレミアム券を発行してから16年目になりまして、本町では厳しい財政の中でも何とか町民に購買力を上げて商店を守ろうというのが最初からの考え方です。

したがいまして、今一人10万円限度で家族数に応じて、特に社会的立場の弱い方、お年寄りについては年金近くに電話予約で販売しております。ただ、経済力によっては10万円が5万円の人も3万円の人もあろうかと思えます。また、10万円満度に買ってそれを御利用する方もいます。これはやっぱり社会通念上どうしても避けることができない問題だと思います。所得の少ない方に仮に限度をオーバーして町が発行するとなると、また均衡もとれなくなるということで、併せて商店街のそれぞれのお店屋、特に店によっては大変日常生活に必要な販売している方はそれなりに対応しているし、また、それほど日常生活に影響ないようなものは、年に数回しか買わないところはどうしても偏るのは、現状どうしようもないというふうに私は思っております。

いずれにいたしましても、町民がある程度満足しながら、そして商店もそれなりの売上げを維持するような形が私はやっぱり行政の仕組みの一つの仕事ではないかというふうに思っております。今後もどういう形になるか分かりませんが、できるだけ今御指摘のとおり広くそれぞれ限度枠がありますから、できるだけ早く、先ほど言ったお年寄りについては電話でありますけれども、それ以外の方については多少順番待ちで早めに行って購入するのが現状であります。できることなら各家庭の限度額を合計したものを町の限度として配付すればよろしいのですが、それなりの予算の計上をするということになると大変な財政負担がかかるわけであります。

したがいまして、ある程度の予算の範囲内で購入をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

小笠原議員。

●小笠原議員 先ほどの大崎議員と同じ14節の工事請負費の関係でございますけれども、冬期観光施設外構工事が大体この予算を経て終了し、本議会でジュエリーハウスの条例制定を審議可決いたしますと、次はオープンに向かうのかなという状況でございますけれども、このジュエリーハウスのオープンの予定月日について一応のめどがついているのであればお聞きいたします。

●藤田議長 鎚木商工観光課長。

●鎚木商工観光課長 御答弁申し上げます。

ジュエリーハウスにつきましては、トイレ、そして展示スペースを兼ね備えた施設でございます。今般コロナウイルス感染症の影響もございまして、いろいろなところでクラスターも発生しておりますので、今年度の利用につきましては、展示スペースの部分については今のところオープンはしないような考えでございます。トイレにつきましては、工事終了後年度末になるかあるいは年明けになるかの状況を見て開設しようかと考えているところです。

●藤田議長 小笠原議員。

●小笠原議員 予算を持って新しい施設がオープンするのかなという状況で、楽しみにしていたわけですが、新型コロナウイルスの影響でなかなかオープンしづらいという状況かと思えます。いずれにいたしましても、ジュエリーアイスを海岸に見に来る観光客はいるということで、その部分についての外でのことでございますけれども、何らかの新型コロナ対策については計画されているのでしょうか。

●藤田議長 鎚木商工観光課長。

●鎚木商工観光課長 施設内のトイレの利用につきましては消毒液等を設置しようかと考えているところでございますが、それぞれ観光客が独自にいらっしゃって海岸に行く部分についてのウイルス対策、感染症対策というものは現在のところ考えてございません。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11時25分まで休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時25分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

30ページをお開きください。

7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費。

1 番、石田議員。

●石田議員 1 目の道路橋梁維持費、1 4 節の工事請負費の茂岩高台線ロードヒーティング改修工事についてお伺いしたいと思います。

当初予算では延長100メートルの電気機械設備の更新、舗装の工事内容で当初予算が6,000万円でありましたけれども、この補正の減額理由とその後の事業施工内容についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

事業費の削減の関係ですけれども、地方債の過疎対策事業が思ったより来なかったことにより1,000万円ほどで工事をさせていただいております。

工事内容としましては、車道部分を今年度施工できませんでしたので、歩道部分のみ電気の線を入れて工事をさせていただいた状況でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

2 番、小笠原議員。

●小笠原議員 土木費、2 項道路橋梁費の道路新設改良費の社会資本整備総合交付金事業でございますけれども、それぞれ内容が北栄17線、幌岡第3幹線、統内16線の改良工事等に絡んでおりますが、この減額の最大の理由につきましてもやはり予算要求はしたけれども、なかなか思った予算が来なかったということで理解してよろしいのでしょうか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業につきましても、要求していた分ほど補助金のほうがつかなかったことによる減額となっております。

●藤田議長 小笠原議員。

●小笠原議員 この工事請負に係るそれぞれの道路改良工事でございますけれども、以前から予算については施設課のほうにそれぞれ道路の改良工事等に含めまして何年か後にはというふうに私も要望している一人でございます。何年たったらちゃんとした予算をつけていただいてこの道路改良工事が終了するのかなということも含めまして、毎年同じ予算要求はしているとは思いますが、何とか何年のうちに完結を見るような状況での予算要求ができないものか、お伺いいたします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 担当課としまして、可能な分だけ要求しているところでございますが、何分にも配当のほうは50%、要求の半分以下という形での配当しか来ないものですからこのような形になっております。

今後に関しましても、事業推進が少しでも早くできるよう多くの要求をしていきたいと思っております。

●藤田議長 1番、石田議員。

●石田議員 今の関連でお聞きしたいのですが、補助金の減によってそれぞれ3路線が減額されたということでありまして。北栄17連絡線改良舗装工事、当初予算額が1,000万円で全額減額になっておりますが、これはもうこの線についての補助金はつかなかった、それで事業を中止したと、それはほかの統内16線と幌岡第3幹線でありましてけれども、減額後の改良施工内容についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

北栄17連絡線につきましては、工事のほうは今年はできませんでしたが、調査及び用地買収等を行いまして補助事業のほう執行しております。幌岡第3幹線及び統内16線につきましては、施工延長を縮めまして改良及び舗装工事を施工しているような状況でございます。

●藤田議長 石田議員。

●石田議員 延長等分かりましたらお知らせ願いたいと思います。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時33分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

幌岡第3幹線が改良延長440メートル、舗装延長が515メートル、あと上層路盤延長で460メートル施工しております。統内16線につきましては、改良延長265メートル、舗装延長が224メートル、上層路盤延長が374メートルとなっております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、大崎議員。

●大崎議員 関連することです。

地域要望あるいは行政として、そういうような地方債あるいは予算化して提案して、結果的に減額はそういう柔軟性を持って対応したということは分かるのです。しかし、住民、地域としては、将来的な期待感もやはり必要ではないかと。減額した理由については分かりました。しかし、新年度、令和3年の予算の中に最大限努力するというのも、望む一つではないかなというふうな考え方をしますから、今、当初の目

標であった予算の中の距離数とかメーター数というのはそれはもう正直言うと余り私は生産的ではないと、やはりそれが行政であるということの理解で町民に理解していただく。だけれども、将来はこうあるべきだということを、できれば補足説明をいただきたいと思いますが、将来的に希望を持っていいのだろうかというところの考え方を町長、一つ触れていただけますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 御存じのとおり、国の補助事業というのは非常に厳しくて、特に私どもの町は交通量等から行けば本当に職員が苦勞して陳情しております。ただ、交通量ばかりではないですけれども、生産高いろいろありますけれども、何と言っても何本か国庫事業を対応するとすると、それぞれ区切り、進捗状況がありますから、これはやっぱり職員でなければなかなか分からない。それで1か所だけ先に終わらせて、次2か所というわけにもいかない。ある程度手をつければ、国としても認めたことですので、陳情の際にはある程度予算がつきます。特に今回は非常に国全体がお金が厳しい状況ですから、こういった道路整備事業についてはある程度厳しく査定されているのが事実です。

いずれにいたしましても、今まで職員が努力して3本の事業を開業しております。多少遅れておりますけれども、進捗状況をこれから早めながら、当然予算ですけれどもやりたいと思います。また、単独ではこれほどの事業をやることは財政的には非常に困難だし厳しいと思います。今御指摘のとおり、今後も力強く予算要求をしながらできるだけ早く完成するように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

3項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款消防費、1項消防費。

6番、大崎議員。

●大崎議員 消防費の中の135万5,000円、消防団の100周年記念事業費が今回減額ということです。これについての考え方というのか、まず最初にこれは中止のための減額なのか、あるいは若干望みがある将来の100周年記念というものを持続して考えていくための一時的なものなのかというところをちょっとお聞きしたいの

ですが。

●藤田議長 波多野消防署長。

●波多野消防署長 答弁いたします。

11月に開催を予定していた消防団100周年記念式典は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う安全確保などを踏まえ、令和3年度に延期いたします。開催時期につきましては、新型コロナの影響の有無を考慮して、今後消防団と協議を重ねて考えていきたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●大崎議員 その減額の理由は分かりました。消防団の皆さんの日頃の努力というものについては、やはり最大限に敬意を表しているわけです。

したがって、これが1年延びたというこのコロナの理由は十分皆さん分かるのですが、少なくともこの消防団の人が日頃御苦労されていることについての、若干の御慰労とその希望、そういうものもやはり日頃からひとつ啓蒙というか連絡をし、そういう意識で日々努力されている消防団の皆さんの御苦労にも丁寧に心を配って対応していただきたいと考えているものですから、単なる式典は中止・延期というだけではなくて、その辺の考え方をやはり厚く情を持って対応していただきたいなという考えしますので、その辺の考え方を首長いかがですか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、消防に関しては広域になりましたけれども、消防団についてはその自治体の首長が責任を持って対応しているところであります。

本当に日頃から消防団にはお世話になっておりまして、こういったコロナがなければ順調に済んだと思っております。今御指摘のとおり、時期を見てコロナが収束すればやはり日頃の消防団の方々に感謝の礼をしたいと、特に付け加えて申し上げますと、歳末警戒も団員、職員で行い、それから出初め式もこういう形だから中止になったというような事情を御察しいただいて、それなりに落ち着いたときにまた改めてそういうことを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

2項災害対策費。

2番、小笠原議員。

●小笠原議員 消防費でございますけれども、1項の消防費の17節の備品購入のと

ころでちょっと質問しようと思ったのですが、災害対策費に絡むということで質問させていただきます。

最近全国的に鳥インフルエンザ等の感染拡大により、またそれと合い重なり新型コロナウイルスの感染蔓延も同時に起きているということで、この感染防護服の不足が心配されているということを報道等で目にいたしました。我が町の消防救急隊、救命隊でございますけれども、それぞれ救命用の防護服等については、十分充足がされているのかどうかお聞きいたします。

●藤田議長 波多野消防署長。

●波多野消防署長 答弁いたします。

今の救急の防護服ということですが、本町におけるコロナの感染疑いで搬送された患者は春から現在まで4名おります。消防で今、防護服60着ありまして、大体救急で1回出動するのが約3名ということで残り20回程度予備、充備しております。また、十勝広域消防になりまして、毎月防護服の在庫等を調べておりまして、救急時に少ない消防署に対しては局で調整を取りまして、そこに重点的に応援といいますか防護服が来るような形になっております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

9款教育費、1項教育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項小学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

8番、中村議員。

●中村議員 冬期観光施設ジュエリーハウスについて御質問いたします。

現在建築中であり、間もなく完成と聞いておりますが、完成された暁にはどのように展開していくのか、また、地域において、特に近隣住民に対してどういう使い方をするか説明がなされているのか、駐車場の利用も含めてその辺のところをお聞かせください。

●藤田議長 鎗木商工観光課長。

●鎗木商工観光課長 御答弁申し上げます。

施設の利用につきましては、先ほど申し上げましたけれども、トイレの部分と展示スペースの部分、これは観光写真等を展示する予定になっているところでございますが、これは私どもの不手際もございますが、地域の皆さんですとかそういうところではまだ周知がされていない状況でございます。

また、議員御指摘のとおり多くの観光客が朝早くからいらっしゃって、地域の皆様にはすごく御迷惑をかけていることも承知しておりますが、そこにつきましても私どもなかなか手が及ばなく、御迷惑をおかけしているところでございます。駐車場等につきましても、今、地権者、従来お借りしております団体と交渉してまして、私どものスタートが遅れ、今、交渉させていただいているところではございますが、その部分につきましても駐車場の整備、止め方のものですとか、なかなかきちんと止めていただけないという部分がありますので、看板の整備などを考えているところでございます。

●藤田議長 中村議員。

●中村議員 地域住民にまだ説明がなされていないということですが、もう完成する間近なのにされていないというのは、ちょっと遅すぎではないかと思えます。早急にその辺のところを進めていただきたいのと、もう一つ、夏場においてはどのような利用法を考えているのかお聞かせください。

●藤田議長 鎗木商工観光課長。

●鎗木商工観光課長 議員の御指摘のとおり、これまで私どもがなかなか事務を進められず地域の皆さんに御迷惑をおかけしていること、大変お詫び申し上げますところでございます。

また、夏場の利用につきましては、夏におきましても海に多数いらっしゃると地域の方に聞いてございます。トイレの利用につきましては、土日は解放しようかなと、施設の中身につきましても土日解放しようかなど、現在考えているところではございますが、これにつきましても地域の皆様と話し合いながら決めていきたいと考えているところでございます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私からも説明させていただきます。

今、中村議員の御指摘のとおり、非常に来る方のことを重点的に考え、受ける地域の住民の迷惑をなかなか内部で検討する時間もないし、そういう機運もなかった、大変申し訳なく思っております。何と言っても、やっぱり一番御迷惑かけるのは朝早くから、また朝方の暗い内から観光客が来ますので、やっぱり地域の皆さん方の協力を

いただければ、なかなか私も観光事業が進まないというふうに考えております。

今、課長が申しあげましたとおり、夏場の運用につきましてはまだ時間がありますから、地域の住民の方と十分協議しながら、また御協力いただきながら進めていきたいというふうに考えております。

これから始まる冬については、多少前後しますけれども、地域の方また組合の方々と十分協力をいただきながら説明申し上げ、さらに来る方にもやっぱり御迷惑をかけるような観光をしていただきたいというふうに、強く何らかの形で通知したいと考えております。今後もこれから地域の方にはいろいろと御迷惑がかかると思いますが、どうかひとつ御協力をいただきながらすばらしい観光地にしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に4ページ、第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第56号

●藤田議長 日程第6 議案第56号令和2年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予

算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 令和2年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書43ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,703万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,314万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正につきましては、システム改修、繰越金の基金積立金及び保険給付費の返還等に伴うものでございます。

補正の主な内容については、歳入歳出事項別明細書52ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費にシステム改修費6万1,000円を追加。

7款基金積立金、1項基金積立金に1,260万9,000円を追加。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に保険給付費等交付金償還金436万5,000円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源につきましては50ページ、歳入を御覧ください。

2款国庫支出金、1項国庫補助金に社会保障・税番号制度システム整備費補助金6万1,000円を追加。

6款繰越金、1項繰越金にその他繰越金1,697万4,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

50ページをお開きください。

2款国庫支出金。

（質疑なし）

●藤田議長 6款繰越金。

（質疑なし）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

52ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款基金積立金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第57号

●藤田議長 日程第7 議案第57号令和2年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 議案第57号令和2年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

議案の補正予算書55ページをお開き願います。

歳入歳出の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,956

万7,000円と定めるものであります。

このたびの補正につきましては、介護サービス費の精査及び人件費等による補正であります。

補正の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書64ページ、歳出から御説明をいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費に居宅介護サービス給付費など415万円を追加。

2項介護予防サービス等諸費に介護予防サービス給付費など40万円を追加。

4項高額介護サービス等費に高額介護サービス費70万円を追加。

66ページ。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費に職員人件費25万9,000円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源につきましては62ページ、歳入を御覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金に介護給付費負担金105万円を追加。

2項国庫補助金に介護給付費調整交付金43万円を追加。

4款道支出金、1項道負担金に介護給付費負担金65万4,000円を追加。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金に介護給付費交付金141万8,000円を追加。

8款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金195万7,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

62ページをお開きください。

3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。
64ページをお開きください。
2款保険給付費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 3款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、1時10分まで休憩をいたします。

午後00時00分 休憩

午後 1時10分 再開

- 藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第58号

- 藤田議長 日程第8 議案第58号令和2年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

- 下重福祉課長 議案第58号令和2年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)について御説明いたします。

補正予算書69ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,436万9,000円と定めるものであります。

このたびの補正については、システム改修及び広域連合納付金の確定に伴うものであります。

補正の主な内容については、歳入歳出事項別明細書78ページ、歳出から御説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費にシステム改修費86万9,000円を追加。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金から事務費負担金59万4,000円を減額するものであります。

これら歳出に要する財源につきましては、76ページを御覧ください。

2款繰入金、1項他会計繰入金に1目一般会計繰入金に事務費等繰入金27万5,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

76ページをお開きください。

2款繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

78ページをお開きください。

1款総務費。

(質疑なし)

●藤田議長 2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質疑なし)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第59号

●藤田議長 日程第9 議案第59号令和2年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 議案第59号令和2年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

補正予算書81ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,100万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,358万6,000円と定めるものであります。

本補正予算は、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業費の精査によるものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

90ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から職員人件費より571万4,000円を減額。簡易水道一般経費において電気料100万円を増額。簡易水道施設維持補修費に修繕料160万円を増額するなど、計315万9,000円を減額。

2目簡易水道整備費から、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業費工事の執行残など784万3,000円を減額するものであります。

次に88ページ、歳入について御説明いたします。

3款繰入金から一般会計繰入金963万円を減額。

4款繰越金に前年度繰越金652万8,000円を増額。

5款町債から茂岩簡易水道基幹的施設改良事業費など790万円を減額補正するものであります。

次に84ページ、第2表、地方債の補正であります。

簡易水道整備事業の限度額を4,980万円に、過疎対策事業の限度額を4,980万円に、公営企業会計適用事業の限度額を330万円にそれぞれ改め、地方債限度額の総額1億290万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

88ページをお開きください。

3款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

90ページをお開きください。

1款総務費。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に84ページをお開きください。

第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第60号

●藤田議長 日程第10 議案第60号令和2年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 議案第60号令和2年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

補正予算書93ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,453万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,778万5,000円と定めるものであります。

本補正予算は、社会資本整備総合交付金事業、下水道施設改築更新工事の事業精査によるものであります。

102ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から公営企業会計法適用基本計画策定委託料4万5,000円を減額するなど、計3万1,000円を減額。

2項施設管理費、1目下水道施設管理費に修繕料など事業費150万円を追加。

2目下水道施設整備費から社会資本整備総合交付金事業、工事請負費など1,600万円を減額し、計1,450万円を減額補正するものであります。

次に100ページ、歳入について御説明いたします。

3款国庫支出金において、社会資本整備総合交付金事業878万1,000円を減額。

4款繰入金において一般会計繰入金307万9,000円を追加。

5款繰越金において、前年度繰越金67万1,000円を追加。

7款町債において、社会資本整備総合交付金事業などから950万円を減額補正するものであります。

次に、96ページ、第2表、地方債の補正であります。

下水道事業の限度額を2,500万円に、過疎対策事業の限度額を2,500万円に、公営企業会計適用事業の限度額を330万円にそれぞれ改め、地方債限度額の総額を5,330万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

100ページをお開きください。

●藤田議長 3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

102ページをお開きください。

1款総務費。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、96ページをお開きください。

第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第61号

●藤田議長 日程第11 議案第61号豊頃町税外諸収入金の徴収に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第61号豊頃町税外諸収入金の徴収に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

初めに、改正の主旨であります。本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、地方税法の延滞金に係る規定が改正されたことに伴い、関係する4条例について必要な整備を行うこととして定めるものであります。

条例改正の主な内容について、御説明申し上げます。

議案説明書1ページ、説明第1号を御覧願います。

第1条、豊頃町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正。

第2条、豊頃町後期高齢者医療に関する条例の一部改正。

第3条、豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部改正及び第4条、豊頃町特定公共賃貸住宅の設置及び管理条例の一部改正についてであります。それぞれの条例の附則中、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるものであります。

なお、附則としまして、第1項に施行期日を令和3年1月1日とし、第2項に経過措置として、この条例の規定は施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によることとするものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第62号

●藤田議長 日程第12 議案第62号豊頃町まちなか活性化拠点施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鎗木商工観光課長。

●鎗木商工観光課長 議案第62号豊頃町まちなか活性化拠点施設条例の一部改正について御説明いたします。

本案の改正趣旨及び改正内容につきまして、別紙議案説明書、説明第2号により御説明いたしますので、5ページをお開きください。

本案は、豊頃町まちなか活性化拠点施設が簡易宿泊営業許可を取得し、同施設2階での簡易宿泊営業が可能になったことから、豊頃町まちなか活性化拠点施設条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容であります、「第8条」を「第18条」とし、第8条に使用料と使用料の減額免除。

第9条に使用料の還付の規定を。

第10条には管理の代行。

第11条に利用料金。

第12条に利用料金の減免等。

第13条に利用料金の還付を。

第14条には適用除外を。

第15条に指定管理者が行う業務。

第16条に指定管理者が行う管理基準。

第17条に公の施設の管理適正化を図るための報告、調査、指示についてそれぞれ定めるものであります。

なお、附則に施行期日を規定しておりますので、御審議くださるようよろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、石田議員。

●石田議員 この条例改正の第7条の次に10条の規定が追加されておりますが、第10条の管理の代行では、指定管理者制度により施設の代行をさせることができるとありますが、指定するときはあらかじめ議会の議決を経なければならないこととなります。いつからこの制度を取り入れようとしているのか、お伺いしたいと思います。

●藤田議長 鎗木商工観光課長。

●鎗木商工観光課長 指定管理者制度につきましては、公の施設の管理を民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費節減を図る制度でございますが、今後なるべく早い運用というものを考えているところでございます。

●藤田議長 石田議員。

●石田議員 今お聞きしましたように、あらかじめ議会の議決を経なければ、この指定管理者制度は発足していかないということであります。時期的には早い時期と言われてはいますが、大体新年度において指定管理者制度に移行されるのかどうか、お伺いします。

●藤田議長 鎗木商工観光課長。

●鎗木商工観光課長 議員おっしゃるとおり、議会の議決も経る事でございますし、なるべく早く、できれば新年度と考えておりますが、場合によっては1年後ということもあるのかなと考えているところです。

●藤田議長 石田議員。

●石田議員 現在、指定管理者制度を活用しているのは、豊頃町有牧野の管理運営が行われております。本来、指定管理者制度は、利用時間の延長など施設運営面でのサービスの向上による利用者の利便性の向上や、管理運営経費の削減による町への負担軽減が求められることとなりますが、これらを踏まえた管理運営が可能なのかどうかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 鎗木商工観光課長。

●鎗木商工観光課長 簡易宿泊許可が取得されたということも先ほど申し上げましたけれども、現在その宿泊部分につきましては、なかなか宿泊される方というのいなかた状況でございますが、民間がこれを受託することによって、その宿泊の部分について今まで以上の宿泊が見込めるのではないかなと、それによって町からの施設管理部分についての経費が節減できるものではないかなと考えているところです。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、大崎議員。

●大崎議員 全く知識がないのですが、この簡易宿泊を取得されたということになりますと、一般的にいうとどなたもここには宿泊できるという解釈になると思うのですが、今、指定管理者を指定し委託するという方向で進めるのだということなのですが、これについては、宿泊業を営んでいる方が優位なのか、あるいは全く素人の方々が管理できるものなのか、その辺についてはどのように解釈したらいいのでしょうか。

●藤田議長 鏑木商工観光課長。

●鏑木商工観光課長 この施設につきましては、簡易宿泊のほかにも1階部分の一般社団法人が今運営している施設がございますが、そのサテライトオフィス、あとは交流施設の部分、これらの管理も含めた形になろうかと思えます。

簡易宿泊につきましては、公募をかけて選定していくことになると思えますけれども、その段階で申込みのあった団体等を精査しながら決めていきたいと考えているところです。

●藤田議長 大崎議員。

●大崎議員 もう一つお聞きしたかったのは、今、地域商社が運営しているじゃないですか。そういうものの中に宿泊も取り入れたと、許可になったから担当するということですが、そういう指定管理者になった人は宿泊のいろいろな手続の資格というのは必要でないのかなと思ったものですから、そういう資格事業者がやれるのかなと、あるいはこれからいろいろと管理者を指定するための作業があるのでしょうかけれども、そのことが一つ、資格がいるのだろうかというところの有無です。

それともう一つは、その指定管理者に採用、委託できる方々は町内の人に優先してほしいということは考えられるのかどうなのかというところを、できれば町内の施設ですから、町内のそういう資格を持った方々が希望して、そしてやれるという方向にもって行っていただきたいという気持ちがあるものですから、そういうところちょっと説明いただきたいと思うのです。

●藤田議長 菅原副町長。

●菅原副町長 答弁申し上げます。

全体的には大崎議員御指摘の方向で進めたいという考えであります。

ただし、冒頭御質問のありました簡易宿泊所、これは通常の旅館業法等々と違いまして、食事を提供しない宿泊施設でありますので、資格についても軽減がされます。また、警備業法等の資格を有するというような制限もありませんので、一般的にはこちら側から、町から指定管理者の条件を定めて公募して、それに応募してくださった

方を町で審査をして、それから議会に提案し議決をいただいて運用するというようなことでもあります。

なお、宿泊料、利用料につきましては、町が指定する金額以内で受任する団体が利用料金として定め徴収する、こういうような制度になっておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 大崎議員。

●大崎議員 内容としてはそういうことで理解できました。

7ページの説明資料の中に料金が設定されているわけです。これは1時間使用の場合だとか1日使用だとか1月使用と書いてあります。前例から言います、上のパークゴルフ使用料があったときには、スタートラインのときにはそれなりの料金いただいていたのです。ところが今は無料じゃないですか。だから、私はどちらかというよりは500円、3,000円、3万6,000円、こういうふうな数字の根拠というものがもしあれば、示していただけますか。本音からいうと安いほうがいいのではないかなと、利用頻度も上がるのではないかなと期待するものですから、ちょっと参考に聞かせてもらいたい。説明いただけますか。

●藤田議長 鏑木商工観光課長。

●鏑木商工観光課長 施設利用料につきましては、条例以前に実は規則で定めていたものでございます。今般、簡易宿泊許可を受けて宿泊するというものの追加になって、条例に提案するものでございます。

オフィススペース、ミーティングルームにつきましては、サテライトオフィスが併設されており、ここを利用して将来的に企業誘致が図られればなというところで、当初この施設ができた理由であるわけでございます。この積算の根拠というものにつきましては、今この時点ですぐお答えすることができません、すいません。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第63号

●藤田議長 日程第13 議案第63号豊頃町ジュエリーハウス条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木商工観光課長。

●鏑木商工観光課長 議案第63号豊頃町ジュエリーハウス条例の制定について御説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。

本案は、地域経済の活性化、観光振興及び町民の多様な経済活動を支援するため、豊頃町ジュエリーハウスの設置及び管理について、必要な事項を定めるものであります。

条例の内容は、第1条には本条例制定の目的を。

第2条に施設の名称及びその位置を。

第3条には開館時間等を規則で定める規定を。

第4条に使用の許可。

第5条に使用の不許可。

第6条に使用の停止または許可の取消しを。

第7条に使用料。

第8条に使用料の納期。

第9条に使用料の還付を。

第10条に施設の管理の委託を。

第11条に損害賠償を。

第12条に規則への委任についてそれぞれ定めるものであります。

なお、附則に施行期日を規定しておりますので、御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第64号

●藤田議長 日程第14 議案第64号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

按田企画課長。

●按田企画課長 議案書11ページをお開きください。

議案第64号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを御説明いたします。

本案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

このたびの変更内容は、同計画中の3、公共的施設の総合整備計画の表の観光施設(ジュエリーハウス建設事業)ですが、その事業費を3,900万円から4,100万円に変更し、これに伴い辺地対策事業債の予定額を2,000万円から3,000万円に変更するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第65号

●藤田議長 日程第15 議案第65号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城産業課長。

●岩城産業課長 議案書13ページを御覧ください。

議案第65号公の施設に係る指定管理者の指定について御説明いたします。

本町の町有牧野に関しましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在5期15年間、指定管理者による運営を行っているところであります。

現在の指定管理者は豊頃町農業協同組合であります。指定の期間が来たる令和3年3月31日をもって終了することから、同JAから11月6日付新年度以降の指定管理者を応募申請を受け、同月16日に開催されました豊頃町有牧野指定管理者候補選考委員会選考会にて審査の結果、指定管理者としての確と認められたことから、地方自治体法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

指定管理に関する説明をいたします。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、名称が豊頃町有牧野で、所在地は豊頃町有牧野管理条例第2条に規定する所在地であります。

また、指定管理者となる団体の名称及び住所は、団体の名称が豊頃町農業協同組合。代表理事、山口良一氏で、住所は豊頃町中央若葉町12番地であり、指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3か年であります。

なお、町有牧野の位置等につきましては、議案説明書9ページ、説明第3号のとおりで湧洞牧場が308ヘクタール、トイトッキ牧場が77ヘクタール、二宮牧場が539ヘクタールの3牧場合計で924ヘクタールでありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第66号

●藤田議長 日程第16 議案第66号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第66号十勝圏複合事務組合規約の変更について説明申し上げます。

議案説明書11ページ、説明第4号を御覧願います。

本案は、十勝圏複合事務組合において共同処理しております規約第3条の表第6号に定めるごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務について、令和3年4月1日から鹿追町及び新得町を加えるため、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

なお、附則として、この規約は令和3年4月1日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎ 請願の委員会付託

- 藤田議長 日程第17 請願の委員会付託を行います。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。
請願文書表を職員に朗読させます。

中川事務局長。

- 中川事務局長 請願文書表。

受理番号、2。

受理年月日、令和2年11月19日。

件名、コロナ禍による地域経済対策を求める請願書。

請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農政協議会執行委員長
前田精一。

紹介議員の氏名、豊頃町議会小笠原茂人議員。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 藤田議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり所管の常任
委員会に付託し審査することにします。

◎ 休会の議決

- 藤田議長 日程第18 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、12月9日から同月16日までの8日間、休会としたいと思います。
御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、12月9日から同月16日までの8日間、休会とすることに決定しま
した。

◎ 散会宣告

- 藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員